

能美市訪問介護相当サービス(独自:スマイルヘルパー)サービスコード表

サービスコード		独自サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービス1	イ 訪問型サービス費 (独自) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1,176単位	1,176 1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス1日割		39単位	39 1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス2	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	2,349単位	2,349 1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス2日割		77単位	77 1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス3	事業対象者・要支援2(週2回を 超える程度)	3,727単位	3,727 1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス3日割		123単位	123 1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1	イ 高齢者虐待防止措置 未実施減算 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	12単位減算	-12 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1日割		1単位減算	-1 1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	23単位減算	-23 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2日割		1単位減算	-1 1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算3	事業対象者・要支援2(週2回を 超える程度)	37単位減算	-37 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算3日割		1単位減算	-1 1日につき
A2	6001	訪問型サービス(共通)同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	
A2	6003	訪問型サービス(共通)同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者60人以上にサービスを行う場 合	所定単位数の 15%減算	1月につき
A2	6002	訪問型サービス(共通)同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上 の場合	所定単位数の 12%減算	
A2	8000	訪問型サービス(共通)特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型サービス(共通)特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型サービス(共通)小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型サービス(共通)小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型サービス(共通)中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型サービス(共通)中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位加算 100 1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位加算 200
A2	6102	訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50 1回につき
A2	6269	訪問型サービス(共通)処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000 加算
A2	6270	訪問型サービス(共通)処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000 加算
A2	6271	訪問型サービス(共通)処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の55/1000 加算
A2	6278	訪問型サービス(共通)特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000 加算
A2	6279	訪問型サービス(共通)特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42/1000 加算
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ支援加算	チ 介護職員等ベースアップ支援加算	所定単位数の24/1000 加算	1月につき

能美市訪問型サービスA(独自:あんしんサポーター)サービスコード表

サービスコード		サービスA内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1121	訪問型サービスA1	イ 訪問型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	941単位	941	1月につき
A2	2121	訪問型サービスA1日割			31単位	31	1日につき
A2	1221	訪問型サービスA2		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	1,879単位	1,879	1月につき
A2	2221	訪問型サービスA2日割			62単位	62	1日につき
A2	1331	訪問型サービスA3		事業対象者・要支援2(週2回 を超える程度)	2,982単位	2,982	1月につき
A2	2331	訪問型サービスA3日割			98単位	98	1日につき
A2	C221	訪問型A高齢者虐待防止未実施減算1	高齢者虐待防止措置未 実施減算	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき
A2	C230	訪問型A高齢者虐待防止未実施減算1日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	C222	訪問型A高齢者虐待防止未実施減算2		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	23単位減算	-23	1月につき
A2	C223	訪問型A高齢者虐待防止未実施減算2日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	C224	訪問型A高齢者虐待防止未実施減算3		事業対象者・要支援2(週2回 を超える程度)	37単位減算	-37	1月につき
A2	C225	訪問型A高齢者虐待防止未実施減算3日割			1単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型サービス(共通)同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		
A2	6003	訪問型サービス(共通)同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う 場合		所定単位数の 15%減算		1月につき
A2	6002	訪問型サービス(共通)同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90 以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A2	8000	訪問型サービス(共通)特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス(共通)特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型サービス(共通)小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス(共通)小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型サービス(共通)中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス(共通)中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	4011	訪問型サービスA初回加算2	ハ 初回加算		200単位加算	200	
A2	4013	訪問型サービスA生活機能向上加算Ⅰ2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき
A2	4012	訪問型サービスA生活機能向上加算Ⅱ2		(2)生活機能向上加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6112	訪問型サービスA口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算		1回につき
A2	6269	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス(共通)処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型サービス(共通)特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		1月につき
A2	6279	訪問型サービス(共通)特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型サービス(共通)ベースアップ支援加算	チ 介護職員等ベースアップ支援加算		所定単位数の24/1000 加算		